

天塩川（幌延町内）公募型樹木等採取試行への参加者募集要項

平成 28 年 6 月 2 日

留萌開発建設部幌延河川事務所

留萌開発建設部幌延河川事務所では、河川敷地内の樹木を資源として有効に利用する観点から、自ら採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行的に実施します。

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などをすることができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認の上、「公募型樹木等採取試行参加申込書」により期日までに応募してください。

【応募要領】

1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、別紙「公募型樹木等採取試行参加申込書」に必要事項を記入し、6月15日迄に郵送かEメール（PDF形式）で以下の宛先まで応募してください。

応 募 先

郵 送：〒098-3223 天塩郡幌延町字幌延153-2

留萌開発建設部幌延河川事務所 河川課 工務係

Eメール：hkd-rm-horonobekasen@ml.mlit.go.jp

2. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に公募型樹木等採取において著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は71条の規定に該当する者
- ハ) 会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ) 税・採取料・占用料を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ヘ) その他、幌延河川事務所長が参加不適格と判断する者

3. 樹木等採取の概要

- イ) 採取期間:平成28年6月下旬から平成28年8月上旬を予定しています。
- ロ) 採取予定場所:天塩郡幌延町幌延地先 天塩川高水敷(右岸:天塩大橋上流KP19.0)
- ハ) 採取可能面積:約9000㎡

主な樹種:シラカンバが主体

想定される採取量:直径10cm程度の丸太材が100㎡当り0.5m³程度

※ 採取予定場所、採取可能面積、想定される採取量などは変更する場合があります。
なお、採取可能面積とは、全面積であり、小規模でも受付は可能です。

※ 採取量は想定であり、実際の採取量とは異なります。

※ 別紙位置図を参照ください。

- ニ) 本箇所については間引き伐採としており、現地に残していただく樹木についてはピンク色テープリボン付きとなっています。

作業内容は伐採・伐採物の場外搬出・後片付けです。

- ホ) その他:採取箇所は紅白ポール等を立てております。

4. 樹木等採取者の選定

今回応募いただきました中から、応募資格と樹木採取の効果(採取面積や時期、工程などを勘案して判断します)及び確実性などを総合的に評価し、試行に参加していただく方を選定させていただきます。

選定結果につきましては、6月15日までに郵送又はEメールで通知させていただきます。

5. その他

- イ) 申込書への記載内容(応募資格や樹木等採取方法)などを確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。

- ロ) 試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について幌延河川事務所と事前に協議したうえで、許可申請書を提出する必要があります。詳細につきましては選定後に幌延河川事務所から御連絡させていただきます。

- ハ) 採取料については、採取作業工程等により有料となる場合があります。

- ニ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、幌延河川事務所長の判断で中止する場合があります。

- ホ) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。
また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧していただく場合があります。

- ヘ) 本試行に係る問合せ先は以下のとおりです。

問合せ先

留萌開発建設部 幌延河川事務所 河川課 工務係

電話:01632-5-1231

Eメール:hkd-rm-horonobekasen@ml.mlit.go.jp

公募型樹木等採取試行参加申込書

平成 年 月 日

留萌開発建設部 幌延河川事務所長 殿

住 所

電 話 番 号

F A X

氏 名 又 は
代 表 者 名

印

(会社名) ()

天塩川公募型樹木等採取試行への参加を申請します。

なお、以下の公募型樹木等採取試行参加不適合事項のいずれにも該当しないこと。並びに、公募型樹木等採取試行参加申込書の記載内容については事実と相違ないことを誓約します。

また、申請にあたり『天塩川公募型樹木等採取試行への参加者募集要項』の内容を確認し承していることを申し添えます。

公募型樹木等採取試行参加不適合事項

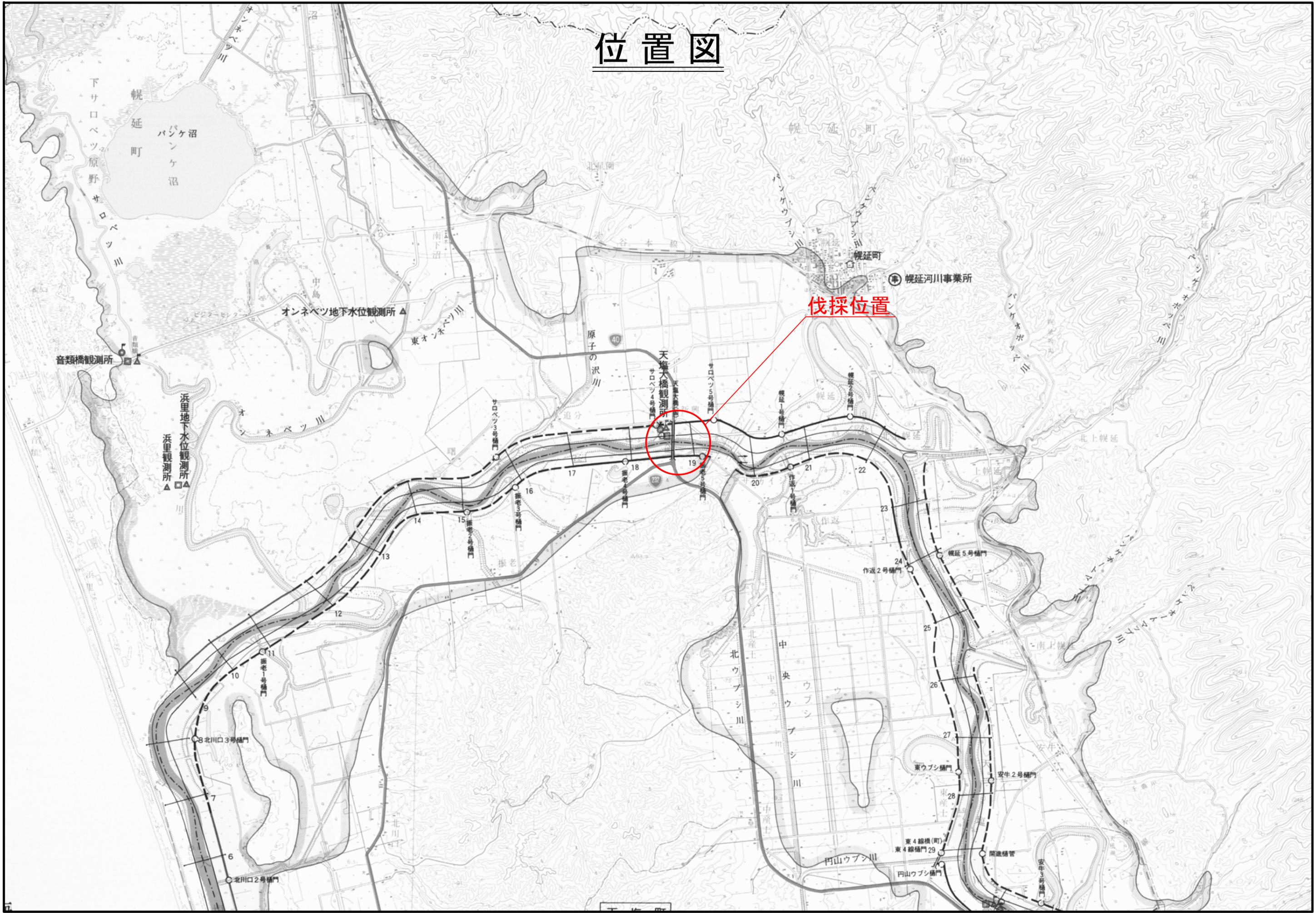
- イ) 過去3年間に公募型樹木採取において著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は71条の規定に該当する者
- ハ) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ) 税・採取料・占用料を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ヘ) その他幌延川事務所長が参加不適合と判断する者

(別添様式-1)

公募型樹木等採取試行参加申込書(採取場所及び採取範囲見取り図)

申請者が希望する採取場所及び採取範囲を記載してください

位置図

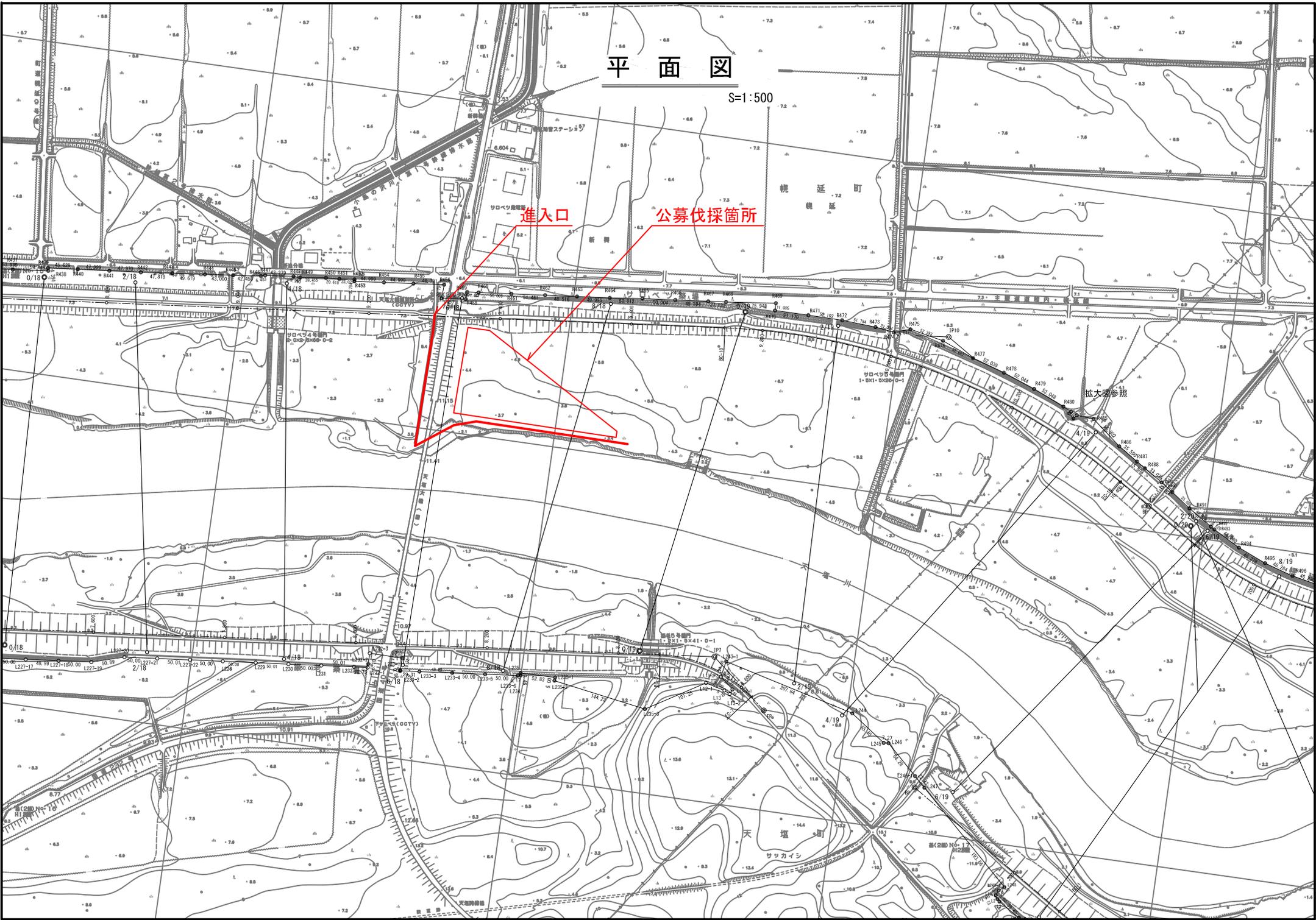




公募伐採箇所

平面図

S=1:500



進入口

公募伐採箇所

拡大図参照

天塩町
サツカイン